

《講演》

第10回「東京裁判」研究会（篠原敏雄先生追悼講演会）

「東條英機の東京裁判」

牛村 圭

（博士〔学術〕、国際日本文化研究センター教授・総合研究大学院大学教授〔併任〕）

期日：3月24日（土）

〔編〕極東国際軍事裁判研究プロジェクト

- ・はじめに
- ・東京裁判の起源と法的根拠
- ・東西両国際軍事裁判の被告たち
- ・東京裁判の主眼は帝国陸軍の政治関与を裁くこと
- ・ニュルンベルク法廷はナチスの犯罪を裁いた
- ・誤解されやすい「人道に対する罪」
- ・丸山眞男「軍国支配者の精神形態」が描出した矮小な日本人被告像
- ・法廷でヒトラーを指弾したナチ戦犯たち
- ・東京裁判を体現・表象するのは・・・
- ・東條は独裁者にあらず
- ・東條内閣誕生に希望を見たグルー駐日米国大使
- ・無きに等しい東條研究
- ・自決に失敗した東條への非難・攻撃
- ・国際検察局（IPS）による予備尋問という東京裁判前史
- ・2か月半の間に51回にも及んだ予備尋問
- ・予備尋問で雄弁な東條
- ・「起訴の全部に対しまして、私は無罪を主張いたします」
- ・いよいよ始まった「東條部門」
- ・「法廷は立錐の余地なき迄に満員である」
- ・「キーナン敗北とは米人弁護士等の批評なり」
- ・〈Outstanding man!〉
- ・「戦争責任」という語の多義性

はじめに

ご紹介いただきました牛村です。司会の福永先生がお話しくくださったように、平成 24 (2012) 年 11 月 国士館大学の大学祭の講演会講師に呼んでいただき「東京裁判研究史の中の『パル判決』」というタイトルのもと報告をいたしました。それにはつぎのような経緯がありました。平成 13 (2001) 年秋のこと、私は分不相応にもある賞をいただくこととなり京都のホテルで受賞式とパーティーが開かれ、その席で国士館の政経学部のある先生とはじめてお会いしました。その方が私のことを覚えてくださっていて、それから十年以上経って、突然連絡があり、国士館の大学祭のときに話をしてほしいと依頼を受けてうかがったのが、いま申し上げた講演会のきっかけでした。そののち、こちらの比較法制研究所で「東京裁判」研究会が始まりましたので、時々出向いて研究報告をお聴きし、また学生感想文の審査委員など私にできることは少しお手伝いをさせていただいて今日に至っております。本音を言うと、研究会が終わった後の飲み会が楽しくて出向いていたのです。いつもその座の中心にいらしたのが、昨秋急逝された篠原敏雄先生でした。そのお人柄に感銘を受けつつお話をうかがうのが楽しみでした。一回りほど上の先達にもかかわらず、いつしか私も軽口をたたき合う仲間に入れていただいております。そのうち研究会で何か話をしてくれまいか、と言われておりましたので、本日こうしてここにうかがいお約束を果たすことにはなったものの、何か足りないという思いがしてほんとうに仕方ありません。部外者の一人にすぎませんが、ここに穴がまだ開いている思いです。篠原先生がどこかで聴いてくださっているのではないかという気持ちのもとお話ししたいと思いますので、どうぞ皆さま、しばしお付き合いをおねがいします。

本日は「東條英機の東京裁判」という課題を掲げてお話しいたします。東京裁判のアプローチにはさまざまあるかと思えます。この国際軍事法廷の背景にある国際政治との関係を論じるもの、国際法の視点から「平和に対する罪」という事後法を検証しようとするもの、速記録の精読に基づいて被告

に焦点を当てた法廷審理経過へのアプローチなどが直ちに想起されます。あるいは最近海外で目につくのは、11か国の代表判事たちについての研究です。ここでは、一番名の知れた被告だった東條英機を中心に据えて、東京裁判について考える機会としてみたいと思います。

自分が年齢を重ねるにつれ、身近な人、あるいは歴史上の人物、その人が自分と同じ年齢のときに何をしたのかと考えたりはしないでしょうか？ 一番身近な例は、自分の年齢のときに親は何をしていたのか、ということでしょうね。私自身は歴史が好きだったので、最初にそうやって歴史上の人物に自分を重ねてみたのは、8歳のときでした。8歳の安徳帝が二位尼に抱かれて壇ノ浦で入水した、その故事を子ども向けの源平の合戦を描いた本で読み、ちょうど季節は夏でしたから、学校のプールの時間にブクブクと潜ってみました。安徳天皇はこのような感じだったのかと。いかにも小学生といった幼稚な発想ですね。それから29歳のときには、安政の大獄により29で刑死した吉田松陰に思いを馳せましたし、さらに長じて49のときには、その年齢で亡くなった漱石あるいは信長のことを考えました。58になった今、それはふり返ってみると、東條英機が首相であり陸相であり、日本を率いて大東亜戦争を戦っていた、そのときの年齢にあたります。「戦ふ首相を陣頭に」の時期です。ですので、東條のことを論じてよい年齢的な資格だけはようやくできたかな、という思いがいたします。そんな気持ちをも込めてお話しすることといたします。

東京裁判の起源と法的根拠

まず基本事項の確認から始めます。東京裁判の「起源」は、言うまでもなく「ポツダム宣言」の第10項です——「吾等ノ俘虏ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ対シテハ嚴重ナル処罰ヲ加ヘラルベシ」。昭和20年の7月末に対日降伏勧告共同宣言として出された「ポツダム宣言」の第10項は、戦争犯罪人の処罰を降伏条件に挙げていました。これを受諾し降伏した日本で

は、やがて戦争犯罪人の裁判があるだろうということが予想されました。実際、9月、10月、11月と戦争犯罪人容疑者の逮捕が進みます。そして、やがて開廷されるはずのその裁判の「法的根拠」となったのは、翌年1月にGHQ最高司令官のマッカーサー名で公布された「極東国際軍事裁判所憲章」です。ちなみに、東京裁判に長らく関心をお持ちの方はお気づきでしょうけれども、昭和58年くらいまでは、「極東国際軍事裁判所条例」と呼んでおりました。ですが、もともとの英語はチャーター（Charter）ですので、これはやはり条例ではなく憲章がよいだろうというので、論者の政治的立場を問わず、今日ではみな等しく「極東国際軍事裁判所憲章」と呼んでいます。

この憲章を詳しくみると、第5条「人並ニ犯罪ニ関スル管轄」という項があり、そこには「本裁判所ハ、平和ニ対スル罪ヲ包含セル犯罪ニ付個人トシテ又ハ団体員トシテ訴追セラレタル極東戦争犯罪人ヲ審理シ処罰スルノ権限ヲ有ス」という文言があります。以上を考え合わせると、「ポルダム宣言」第10項からは特に捕虜の虐待を主眼に置いた戦争犯罪、そして「極東国際軍事裁判所憲章」からは、「平和に対する罪」を掲げた上での戦争犯罪、これらの審理をおこなう軍事裁判になろうということが、ここではっきりしたことが分かります。

東西両国際軍事裁判の被告たち

その後、昭和21（1946）年の5月3日、東京裁判が開廷します。その数日前の4月29日、昭和天皇の誕生日ですね、に起訴状が提出され、28人の被告が決定しました。顔ぶれはここに掲げた28人です。裁判のときと同じように、被告の姓のABC順で掲げてみます。

荒木貞夫（陸士9期、陸軍大将、陸相、文相）

土肥原賢二（陸士16期、陸軍大将、在満特務機関長、航空総監）

橋本欣五郎（陸士23期、陸軍大佐、砲兵連隊長）、

- 畑俊六 (陸士12期、元帥、陸軍大将、中支那派遣軍司令官、陸相)、
平沼騏一郎 (首相、枢密院議長)、
廣田弘毅 (職業外交官、外相、首相)、
星野直樹 (満州国総務長官、内閣書記官長)、
板垣征四郎 (陸士16期、陸軍大将、関東軍参謀長、陸相)、
賀屋興宣 (北支開發会社総裁、蔵相)、
木戸幸一 (文相、内大臣)
木村兵太郎 (陸士20期、陸軍大将、陸軍次官、ビルマ方面軍司令官)
小磯國昭 (陸士12期、陸軍大将、朝鮮総督、首相)
松井石根 (陸士9期、陸軍大将、中支那方面軍司令官)
松岡洋右 (職業外交官、満鉄総裁、外相)、
南次郎 (陸士6期、陸軍大将、陸相、朝鮮総督)、
武藤章 (陸士25期、陸軍中將、軍務局長、第十四方面軍参謀長)、
永野修身 (元帥、海軍大将、海相、軍令部総長)、
岡敬純 (海軍中將、軍務局長)、
大川周明 (アジア主義者、著述家)
大島浩 (陸士18期、陸軍中將、駐独大使)、
佐藤賢了 (陸士29期、陸軍中將、軍務局長)、
重光葵 (職業外交官、駐英大使、外相、駐華大使)、
嶋田繁太郎 (海軍大将、海相、軍令部総長)、
白鳥敏夫 (職業外交官、駐伊大使)、
鈴木貞一 (陸士22期、陸軍中將、企画院総裁)、
東郷茂徳 (職業外交官、駐独大使、駐ソ大使、外相)、
東條英機 (陸士17期、陸軍大将、陸相、首相)、
梅津美治郎 (陸士15期、陸軍大将、関東軍司令官、参謀総長)

太字としたのは陸軍の軍人です。陸軍軍人が目立つように太字にしてみました。15名います。それ以外は海軍軍人3名、職業外交官5名、その他の文

官4名、一人大川周明という民間人、合わせて28人です。陸軍軍人については、のちほどの説明に使いたいと思いましたので、陸軍士官学校の卒業の期というものも添えました。たとえば、陸士9期というのは陸軍士官学校の第9期卒業生である、このようにお読みください。なお、付したのは主な肩書きであり、省略したものももちろんあります。例えば最初の荒木貞夫については師団長の経験もありますが、それは書かずに青年将校に影響を多分に与えた陸相時代、予備役になったのちの文部大臣の経歴をも書きました。いずれの被告についても、主だった経歴ということでご了解ください。

東京裁判（「極東国際軍事裁判」）は、ドイツのニュルンベルクで開かれた正式名称「国際軍事裁判（The International Military Tribunal）」、通称ニュルンベルク裁判の極東版（The International Military Tribunal for the Far East）であるということは、どなたも首肯してくださることでしょう。ここでは従来あまり言われてこなかった視点からこの2つの国際軍事裁判を比べてみます。

東京法廷の28人の被告というのは、陸軍の軍人が15人、つまり半数以上が陸軍の軍人で、海軍軍人は3人にすぎません。この28名全員が開廷まで被告席にいたのでもありません。唯一民間人に分類できる被告の大川周明が、開廷初日にちょうど前に座っていた東條英機の頭を後ろからポンとたたきます。そして何やら叫んで連れ出されます。連れ出された後、大川は戻って来ません。日本側と外国側の医師の判断は分かれましたけれど、日本側の、法廷審理に耐えないという診断書のほうが重視されて、大川は除外されます。さらに、2人の被告が公判途中で病没します。開廷当時すでに結核の症状が重かった松岡洋右、国際連盟を脱退するときの演説で知られるあの松岡です。そして真珠湾攻撃のとき海軍軍令部総長であった永野修身元帥です。ですから、判決を受けたのは25人で、全員有罪、絞首刑7、終身刑16、有期刑2——具体的には東郷茂徳が禁固20年、重光葵が禁固7年——という判決でした。

一方、ドイツのニュルンベルクの法廷は、24名を被告としました。そのうち陸軍の軍人はわずかに2人なのです。海軍の軍人が2人、空軍の軍人、と

分類してよいのかという被告が1人です。当初24人でしたが1人は重病のために裁判から除外されます。これはグスタフ・クルップという実業家です。さらに労働大臣だったローベルト・ライは独房で自殺します。ですので、24人のうち22人が裁判に臨みますけれど、さらにそのうちの一人、総統官房長であったマルティン・ボルマンは行方不明のまま裁判にかけられ、行方不明のまま絞首刑判決を受けました。欠席裁判でしたが、後年ベルリン郊外で見つかった遺骨がボルマンのものと確定されています。絞首刑が12、終身刑3、有期刑4、無罪が3という判決が出ます。絞首刑12ですけれども、不在のボルマンがおり、ヘルマン・ゲーリングは処刑直前に隠し持っていた青酸カリをあおいで自殺しますから、監獄に隣接する体育館に設置された絞首台に上ったのは、10人でした。

東京裁判の主眼は帝国陸軍の政治関与を裁くこと

以上をふまえて確認したいことは何となくお察しいただけたことと思います。被告の人数はあまり変わらぬ東京とニュルンベルクの両国際軍事法廷ですが、被告たちの「背景」に目を向ければ、大分異なるのです。日本の東京裁判が陸軍の軍人を中心にして裁いたのがよく分かります。帝国陸軍の政治関与、この政治関与を裁く、特に侵略戦争遂行にいかに関わったか、これを裁こうとしたのが東京裁判だったとお考えになっていただいでしょう。

さらにこの陸軍の「中味」について、少しだけ説明を加えます。陸軍の中にも2系列ある、それは陸軍省と参謀本部であり、陸軍省の省と参謀本部の部を取って「省部」とまとめて呼んだりしますが、陸軍省というのは、例えば文部省や厚生省と同じように、行政を担当している部署・役所です。陸軍省に勤務する軍人は役人なのです。対する参謀本部は、用兵、作戦あるいは兵站等を担当します。陸軍省は軍政担当、一方参謀本部は軍令担当です。ここで東京裁判の被告とされた陸軍関係者を見てみます。通常は、人事異動

を経て軍政にも軍令にも経験を持つものであり、軍歴を通してずっと陸軍省だけという軍人はいませんし、最初から最後まで参謀本部だけに奉職という軍人もいません。また、現地の連隊長、師団長、軍司令官として赴任することもあります。さまざまな経歴を重ねていく一方で、この軍人はどちらかというと軍政関係、あの人はどちらかというと軍令関係、と色分けできると思っています。裁かれたこの陸軍軍人の15人は、どちらかといえば、軍政に携わっていた人たちなのです。ですから、陸軍軍人の政治関与を裁こうとした裁きだったと一層強く言えるかと思えます。

とは言え少し注意していただきたいのは、ある歴史家が次のようにおっしゃっていることです。軍令ではなく軍政に力点が置かれたということは、具体的に参謀本部の次長であった塚田攻、あるいは田辺盛武といった大東亜戦争開戦前後の参謀次長が東京法廷で裁かれていないではないか、それをもって参謀本部よりも陸軍省に力点を置いた裁判だったのではないかと、言われるのですが、論拠としてはかなり辛いと感じます。なぜか。塚田攻中将はそののち、南方総軍総参謀長を経て第11軍司令官のとき飛行機事故で亡くなり、戦死を遂げたということで大将に昇進します。一方田辺盛武中将、こちらはそののちスマトラ島に軍司令部が置かれた第25軍司令官に転出をします。戦後は、オランダ軍による現地での軍事裁判を受け、そこで処刑されてしまうのです。こういう経過でしたからこのふたりの参謀次長経験者は、東京裁判の被告席に座ることができません。ですから、このふたりの欠如は、軍政よりも軍令が重視されていたという理由には残念ながらなりません。

ニュルンベルク法廷はナチスの犯罪を裁いた

ここでニュルンベルクへ目を向けてみましょう。被告数は日本の東京裁判とあまり変わらないのですけれども、先ほど申し上げたように、陸軍の軍人が2、海軍が2、空軍といってよいかどうかという人が1、合わせて軍人は5人にすぎません。24人のうち2人が消え、欠席裁判1名も含めて法廷に

臨んだのは22人、それから引く5、残りは17、では17名は何なのでしょう。それはナチ黨員なのです。ナチスです。黨員証があったかどうか分からないという被告もいますが、基本的にナチ黨員、あるいはナチスのシンパです。ですから、ニュルンベルク法廷というのは、ナチの侵略戦争遂行のための共同謀議等を裁くことを企図した軍事裁判であったと言い切ってもよいでしょう。

ドイツ現代史に関心がおありの方もいらっしゃるでしょうから、具体的に名を挙げておきましょう。陸軍の軍人とは、元帥ヴィルヘルム・カイテル、もう一人は上級大将アルフレート・ヨードルです。ともにドイツ帝国陸軍出身の生粋の軍人です。優秀な軍人でしたけれども、ヒトラーに忠誠を誓うとかたちで軍歴を積んでいきました。カイテルに至っては「ヒトラーのイエスマン」という呼称が付いているようです。

海軍軍人については、ナチスが政権を握った間、たった2人しかドイツ海軍では元帥になれませんでした。その2人の元帥であるエーリッヒ・レーダー、もう一人はヒトラーが自殺のさい自分の後継者に指名したカール・デーニッツ、このレーダーとデーニッツの2人です。空軍軍人と言ってよいのやらどうかという1人は誰かということ、これはお分かりですね。自らは飛行機乗りと言ったものの、ナチ党の有力な構成員であり一時期はヒトラーの後継者とされたヘルマン・ゲーリングなのです。

軍人と分類できるのはこの5人だけ、残りは全部ナチ黨員、あるいはナチスと非常に深い関わりのあった政治家や財界人たちと見てよいかと思えます。ナチスの犯罪というとユダヤ人の虐殺（ホロコースト）を想起なさるかもしれませんが。それはとても衝撃的な犯罪で、明らかにされたのがニュルンベルクの法廷です。しかし、ホロコーストというのは、ニュルンベルクの法廷の中で占める位置というのは大きくなく、一番大々的に指弾されたのは侵略戦争の遂行でした。

誤解されやすい「人道に対する罪」

ちなみに、ユダヤ人の虐殺を裁くために創られた法概念が、「人道に対する罪」です。ユダヤ人の中にはドイツ国籍を持った人が多数いました。そのドイツ国籍を持ったユダヤ人をナチスが大量虐殺したのです。同国人に対する虐殺事件ですから、法律はドイツの国内法が適応されるはずですが、裁くのは連合国という他国です。ドイツの国内法を使って他国が、ドイツの軍隊、ドイツの指導者を裁くことはできません。そこで、ドイツ人以外の者がナチスのユダヤ人虐殺を裁くためにつくった法概念が「人道に対する罪」だったということになります。「人道に対する罪」というと、人としておこなうべきものに違反した犯罪というような、道徳的・倫理的なニュアンスがとて強く感じられそうですが、実際は「人道」の語が喚起する意味が第一義ではなく、ドイツの国内法を用いて連合国側は裁くことができないので、創出された法概念だったとお考えください。

こうして2つの軍事裁判を見てみると、たしかに似ているところは多々ありますけれども、裁く対象が誰なのかということがだいぶ違うという印象を強くもっていただけたと思います。こういう被告の背景を押さえると、竹山道雄の随筆というか論考『聖書とガス室』にある指摘「日本では軍が政治に関与した故に責められたが、ドイツでは関与しなかった故に責められた」がよく分かっていただけでしょう。

政権を掌握したヒトラーは、栄えあるドイツ帝国国防軍を徐々に自分のものにしていきました。表向きは忠誠を誓いながらも次第に自分の意に沿わない行動を取り始めた陸軍軍人、たとえばブロンベルクやフリッツュ、については娼婦の愛人がいるとか同性愛者だとかいったスキャンダルを流布させ、失脚させていきました。こうしてヒトラーは、海軍、空軍を含めたドイツ国防軍を完全にわがものとするに成功しました。しかし一部はやがてヒトラーに叛旗を翻し、1944年の7月20日、ヒトラー暗殺未遂事件が起こります。悪名高いフライスラー裁判長のもとで人民裁判にかけられて、多数が処刑さ

れていきますが、そういう軍人たちは、栄えあるドイツ帝国軍からするとヒトラーに抵抗した良心的な軍人だったと言えるかと思えます。

丸山眞男「軍国支配者の精神形態」が描出した矮小な日本人被告像

さらにこの東京とニュルンベルクの2つの裁判について、もう少し比べてみましょう。なかなか本題の東條英機に行き着かずにすみません。

裁判開廷当時、日本の被告たちは非常に人気がなかった、人気がなかったどころか糾弾・怨嗟の的でした。敗戦がもたらした苦しさを自分たちに与えた張本人たちだということで、被告たちを批判するような記事や論考が次々と現れます。その中で、学問的な装いをまとったので非常に評判となり高く評価もされたのが、当時まだ30代だった東京大学法学部助教授の政治学者、丸山眞男の「軍国支配者の精神形態」でした。のちに『現代政治の思想と行動』という本に所収されましたので、法学部の政治学科で学ばれた方はお読みになったことがあるかもしれません。「軍国支配者の精神形態」は戒能通孝東京都立大学教授、被告の一人鈴木貞一陸軍中將の弁護人を務めた方ですけれども、その戒能教授から速記録を丸山さんが借りて書いた論考とのこと。法廷速記録の公刊は昭和43(1968)年ですから、それ以前は裁判関係者しか持っていなかったのです。

「軍国支配者の精神形態」は、日独2つの国際軍事裁判の被告たちの対照的な姿を描出した論考として、長らく評価されてきました。具体的には、ナチの戦犯たちは、「余は百パーセント責任を取らねばならぬ」と言い放ったゲーリング——ナチスによるオーストリア併合のときゲーリングは確かにこう言っています——に代表される「ニヒリストの明快さを持ち、悪に敢えて居座ろうとする無法者」というかたちで描かれ、一方日本人戦犯は「ウナギのようにぬらくらし、霞のように曖昧」な答弁をされるとされました。そういった日本人被告の法廷での態度を総括して、丸山は「日本ファシズムの矮小性」と断じ、その「矮小性」の二つの側面として「既成事実への屈服」と「権限への逃避」を挙げました。加えて、「無責任の体系である」という言葉も使

いましたので、その「無責任体系」あるいは「無責任体制」という言葉は、今でも組織として責任回避に努める者を糾弾するときに使われる常套句にさえなっています。

法廷でヒトラーを指弾したナチ戦犯たち

丸山眞男はこのように叙述し「極東およびニュルンベルク軍事裁判の速記録を利用した好論文」などと高く評価されてきましたけれど、実際の両法廷での様子は違いました。法廷速記録やその他の関係史料を丹念に読みますと、丸山の作為的な引用等の資料操作があったことが分かります。具体的には、日本人被告が責任回避に汲々としていたのではないこと、またナチ被告が何に対しても責任をとると言い切っていたのでもないこと、が事実なのですが、それとは違った被告像を描き出そうとしていたことが判明します。ここでは、東京法廷の被告たちの言動の検証ではなく、あまりご存じないでしょうからニュルンベルクの被告たちへ目を向けてみます。丸山はゲーリングのことを「悪に敢えて居座ろうとする無法者」と言っていますが、果たしてそうだったのかをみてみましょう。

ニュルンベルクの法廷は、1945年11月に始まり、同月21日の罪状認否、これはのちほど罪状認否についてお話しますが、罪状認否のときに、本来は演説など許されない場なのですが、ゲーリングは一言発言を目論んでメッセージを持っていたのです。それを取りだして読み始めたところ、裁判長の制止を受けました。法廷でその内容は明らかにはなりませんでしたが、入手した『ニューヨーク・タイムズ』紙がそれを翌日掲載しました。そこでは、自己の行為そして自らが下した命令の全政治的責任はとると明言しつつも、以下の留保もありました。英文についてはこれ以降、私の訳で紹介します——「自分には未知な行為、もしその当時知っていたならば決して認めなかった行為、さらにまた不回避のものであった事実に対する責任は、きっぱり否認するものである」。何でもかんでも責任を取るという姿勢ではありま

せんね。また、その後法廷に立ったゲーリングは、翌1946年の3月、捕虜殺害について弁明をします。これも『ニューヨーク・タイムズ』からの引用です—「そして彼〔ゲーリング〕は、ジュネーブ条約は時代遅れであるとの自らの意見を開陳したが、脱走捕虜殺害命令への関与を完全に否定した。ゲーリングによれば、それはヒトラーの直接命令であり、自分の反対意見に抗してハインリッヒ・ヒムラーの手によって実行された、とのことだった」。

裁判がよいよ結審します。ロバート・ジャクソン首席検察官が最終論告をおこないました。そこには、ナチスの被告たちが責任回避を試みた諸発言についての痛烈な言及がありました。英文速記録から訳出してみます—「被告たちは問いつめられると、みな一様に罪を他の人たちに着せようとししました。ある時はある人に、またある時は別の男に。しかし、何度も繰り返して選ばれた名は、ヒトラー、ヒムラー、ハイドリッヒ、ゲッベルス、そしてボルマンでした。死んでしまったか、行方不明の者ばかりです。証言台に立つ被告をどれほど厳しく問いつめてみても、決して生きている者を指さして有罪である、とは言いませんでした。罪ある者だけが死に、無実の者のみが生き残るという、運命の不思議な作用があるのかと、じっくりと考えをめぐらしてみたい気がしてなりません。とても注目に値することです」、皮肉たっぷりですね。「数名の被告が競い合ってまでして、ふさわしい罵りの言葉を浴びせようとした悪党の張本人、それはヒトラーです。ヒトラーにこそほぼ全被告が非難の指を差しているのです」。もう死んでしまったヒトラーこそ責任者だと、ナチ被告たちは、丸山眞男流に言うならば、自分には権限はなくあったのはヒトラーだという「権限への逃避」、無責任という態度を示したのです。東西両国際軍事裁判における被告たちの言動には、丸山眞男が記そうとした鮮明な差異ではなく、多くの共通点があった、にもかかわらず丸山は自己の主張に好都合な史料のみを提示し、速記録の引用にさいして操作さえもおこなって、日本人被告を貶めるような議論を展開しようとしたことがお分かりいただけるかと思います。

東京裁判を体現・表象するのは・・・

ナチスの顔は総統アドルフ・ヒトラーでした。ヒトラーは1945年4月ベルリンで自裁したため、ニュルンベルクの法廷に出ることはありませんでした。ではニュルンベルクでは誰がナチスの顔だったのでしょうか？親衛隊(SS)長官だったハインリッヒ・ヒムラー、あるいは宣伝相として悪名高いヨーゼフ・ゲッベルス等も自ら命を絶っています。ですから、このニュルンベルクの法廷に実際に立ったナチの戦犯たちの中で、多分一番代表格と呼べるのが、さきほども名を引いたヘルマン・ゲーリングであったと言い切っていいでしょう。

その一方、東京裁判のナンバーワンの被告といえば、つまり東京裁判を体現し表象するのは、真珠湾開戦時の総理大臣であった東條英機だったことに異論はないものと思います。長らくお待ちしてすみませんでした、ここからいよいよ東條の話に本格的に入ります。東條は総理大臣、陸軍大臣であり、また政権末期には軍政と軍令の一致を目指すとして参謀総長をも兼任したことを思い起こせば、東京裁判を体現し表象するのが東條英機であるということについて、誰もが頷いてくださることと思います。東條について書かれた評伝に、1961年刊行のワシントン大学ロバート・ビューター (Robert Butow) 教授の *Tojo and the Coming of the War* という分厚い一書があります。ちなみにその中でビューター教授は、東條のことを「他の誰よりも戦争のシンボルであり、人として敗戦の象徴となっている、いわゆる『すべての基』とされている人物」と形容しています。

ここで東條英機の経歴を振り返ります。

東條英機

(明治17 [1884] 12・30 ~ 昭和23 [1948] 12・23) 経歴 (職は主たるもの)

明治32年 (15歳) 4月 東京府立4中を経て東京陸軍地方幼年学校入学

明治35年(18歳) 9月 陸軍中央幼年学校入学
 明治37年(20歳) 6月 陸軍士官学校入学
 明治38年(21歳) 3月 陸軍士官学校卒業(第17期)
 4月21日 陸軍歩兵少尉 近衛歩兵第3連隊付
 明治40年(23歳) 12月 陸軍歩兵中尉
 大正1年(28歳) 12月 陸軍大学校入学
 大正4年(31歳) 6月 陸軍歩兵大尉
 12月 陸軍大学校卒業(第27期)
 大正9年(36歳) 3月 陸軍歩兵少佐
 大正10年(37歳) 7月～11年(39歳) 11月 ドイツ駐在
 大正11年(38歳) 11月 陸大教官
 大正13年(40歳) 3月 陸軍歩兵中佐
 昭和3年(44歳) 3月 陸軍省整備局動員課長
 8月 陸軍歩兵大佐
 昭和4年(45歳) 8月 歩兵第1連隊長
 昭和6年(47歳) 8月 参謀本部課長
 昭和8年(49歳) 3月 陸軍少将
 昭和9年(50歳) 3月 陸軍士官学校幹事
 8月 歩兵第24旅団長
 昭和10年(51歳) 9月 関東憲兵隊司令官兼関東局警務部長
 昭和11年(52歳) 12月 陸軍中将
 昭和12年(53歳) 3月 関東軍参謀長
 昭和13年(54歳) 5月 陸軍次官
 昭和15年(56歳) 7月 陸軍大臣(第二次近衛内閣)
 昭和16年(57歳) 10月 陸軍大将
 昭和16年10月～19年7月 総理大臣・陸軍大臣
 昭和19年(60歳) 2～7月 兼・参謀総長
 7月22日 予備役

戦前日本のエリート軍人そのものの軌跡をたどって昇進していったのがお分かりいただけるかと思います。順調な昇進ぶりですけど、典型的なエリート軍人の昇進パターンであり、特に早いというわけではありません。この東條の例から、士官学校を終えた優秀な軍人が少尉任官ののち陸軍大学校の受験を薦められ、受ければ将来が約束され、大体何歳ぐらいでどのような地位に就いていくのかを、つかんでいただけるでしょう。最初は明治38年の4月21日、21歳になる年で、少尉として任官します。ここから正式に東條の軍歴が始まり、昭和19年の7月22日に予備役に編入されます。これをもって軍歴は終わります。21に始まり60になる年に終わるとというのが東條の軍歴でした。

少将から中将に進んだのち、その中将の一部が大將に昇進します。大將に昇進するためには、最低6年の期間が必要だったそうです。大学の人事でも、たとえば助教授——いまは准教授ですね——から教授になるには○年必要、論文は最低○本という「昇任規程」が諸大学でありますけれど、それを思わせますね。中将から大將には最短で6年必要なのですが、ここだけ東條が他の将官の昇進例と違うのです。昭和11年12月に陸軍中将に昇進した東條は、15年7月に第2次近衛内閣の陸軍大臣に就き、そして翌16年10月第3次近衛内閣総辞職の後、総理大臣に推挙されます。一国の総理には中将ではまずかろうというので、特例として2か月早く大將に昇進しました。そこだけが特別です。

東條は独裁者にあらず

さきほど東京裁判開廷時の被告を掲げ、陸軍の軍人は太字にし、士官学校の卒業の期も付しました。ここでは、その陸軍軍人被告たちを陸軍士官学校の卒業の期順に並べてみます。いわば、長幼の序の視点からの列挙です。

南次郎(6) → 荒木貞夫(9)・松井石根(9) → 小磯國昭(12)・畑俊六(12)

→ 梅津美治郎 (15) → 板垣征四郎 (16)・土肥原賢二 (16) → 東條英機 (17)
 → 大島浩 (18) → 木村兵太郎 (20) → 鈴木貞一 (22) → 橋本欣五郎 (23)
 → 武藤章 (25) → 佐藤賢了 (29)

一番年長は第6期の南次郎です。南次郎は昭和6 (1931) 年9月の満州事変当時の陸軍大臣として知られています。その昭和6年当時の東條はというと、まだ陸軍大佐ですね。東條は大佐、南大臣は大将という関係です。少将、中將、大将という「将官」になると、「閣下」と呼称されます。当時のふたりが会えば、「南閣下!」「東條大佐!」と呼び合っていたのでしょう。

年順に見てみますと、南が6期、荒木貞夫、松井石根、松井は昭和12 (1937) 年12月の南京攻略のときの最高司令官 (中支那方面軍司令官) です。この2人が9期、東條内閣ののち首相になった小磯、米内内閣のときの陸軍大臣であった畑俊六、この2人が12期、次いで最後の参謀総長となり、降伏文書に調印した梅津美治郎が15期、満州事変の板垣征四郎が第16期、土肥原賢二も16期、東條はその次の第17期です。大島浩は陸軍中將で終えて駐独大使になった軍人です。木村兵太郎は東條大臣のもとで陸軍次官であり、終戦時はビルマ方面軍司令官でした。以下、鈴木貞一、橋本欣五郎、武藤章、佐藤賢了の順で続きます。何を申し上げたいかと言いますと、「東條軍閥」さらには「独裁者東條」などと形容されがちですが、東條にはそのような権限も力もないのです。先輩がたくさんいた、しかも先輩もまだ現役の将官だったのです。この現役の将官、ということは大変重みがあるのです。

やや差し障りのある例を申し上げることをお許しいただきたいのですが、以下の例で分かったださるかと思います。大学の同僚の中に非常に口うるさい年配教授がいたとします。その口うるさい人も定年を迎えてしまえば名誉教授になって、その大学の行政に口出しはできません。うるさい人がいると、「あと半年の辛抱だ」と、そのようにして皆耐えるのですが、軍も同様で、いかに偉い人でも、うるさい人でも、予備役になってしまったら、もう口出しはできません。「大将会」といって、そのような偉い大先輩をお呼びする

会はありました。名誉教授の会があっても、名誉教授が集まって入試改革に口出しすることはできません。これと同様に偉い軍人であっても、現役でなかったら力がないのです。

この東京裁判に引き出された軍人の中で、東條内閣のときにまだ現役だったのは、東條以外では、畑、梅津、板垣、土肥原、木村、武藤、佐藤であり、いずれも終戦時にも現役の軍人のままでした。畑、梅津、板垣、土肥原まで4人は、陸軍での東條の先輩格です。東條は昭和19年7月のサイパン失墜ののち責任を取り内閣総辞職をし、陸軍でも予備役へ編入されてしまいます。ですが、この4名の陸軍大将は終戦まで現役の将官なのです。他にも探せば、例えば南方総軍司令官だった寺内大将、このような東條の先輩の現役将官はまだ少なからずいます。たとえ東條が独裁者になろうとしても、なれるシステムではなかった、またなろうともしなかった。憲兵を使って評判が悪かったということは多々あるのですが、しかし日本のシステムは独裁者をつくり出すというシステムではなかったのです。「日本のヒトラー東條英機」などという書名があると、何となく読み手を引き付けるものはあるのかもしれませんが、およそ事実と反する形容ですね。

東條内閣誕生に希望を見たグルー駐日米国大使

さらにその東條内閣の成立についても誤解があるようです。近衛内閣で陸軍大臣だった東條中将が首相になって組閣をする、そのことをもって日本は戦争に真っすぐ突き進む決心をした、こういう判断、批判が外国人から寄せられた、海外で起こった、こう説く本はたくさんあります。しかし、そうでもなかったのです。東條内閣が発足した当時、駐日米国大使はジョゼフ・クラーク・グルーでした。グルー大使には *Ten Years in Japan: A Contemporary Record Drawn From the Diaries and Private and Official Papers of Joseph C. Grew* (Simon and Schuster, 1944) のちに『滞日十年』と題して訳されもした本があり、その日記の中に東條内閣誕生時の感想を書いています。

お手もと資料には、東條内閣誕生の2日後にあたる1941年10月20日の記載を引きました。英文を日本語に直しながら読んでみます——「以下のことは注目に値する。東條大將は以前の陸軍出身の総理大臣とは違って、退役軍人ではなく現役の将官である。ゆえに日本陸軍は近年では初めて、公然と責任を取ったのである」。何の責任かという「日本における政策や行動の責任を公然と取ったのである。それについては、以前はかたくなに引き受けることを拒んでいたのだ」。現役の軍人が首班になったということをもって、これから戦争に一直線だという批判が起こった、そういう解釈も可能かもしれませんが。しかし一方、現役の陸軍軍人が首相の座に座ったということは、今度は陸軍が日本の政治に責任を取らなければいけないということ、取らなければいけないならば、安易に戦争には進めなくなる、こういう理屈も成り立ちます。それがその次の記述です。「ゆえに、以下のように考えると筋が通るだろう。東條大將は、陸軍における現役の地位を保っているので、結果としては陸軍の過激化集団に対して、以前よりも一層強い支配力を行使する立場に結果として立つであろう」。つまり軍の統制が以前よりもできるようになるだろう、という希望的観測をグルーはしていたのです。

続いてグルーは、ドイツに対しても目を向けます。当時、日独伊三国軍事同盟が結ばれています。そのなかで陸軍大臣だった東條が現役のまま首相になった、ドイツにとっては好都合なのではないかと安直な考えが浮かびそうですが、そうではないようです。「ドイツ人はこの新しい内閣についてあまり気が進まない、あまり喜んでいない。というのは、近衛公爵が辞めた際に、ドイツ人たちは間違いなく国外への領土拡張を図る政府が実現するという希望を抱いたものの、その希望の芽がなくなってしまったからだ」。近衛公爵とは、もちろん第3次近衛内閣の首班の近衛文麿のことです。現役の陸軍大將が率いる内閣は慎重路線をとるであろうというふうに予想していたことが分かります。

以上2点、つまり東條は独裁者ではなかったし、またなろうと思ってもなれなかった、また東條が現役の軍人のまま首相になったということをもって

戦争への道が開けた、という批判が海外で起こったのはそうかもしれませんがけれども、そうではない見方も複数存在していた、という事実をどうぞご確認ください。

無きに等しい東條研究

さて、そのような東條英機について、ここまでお話ししたことからも感じていただけたと思うのですが、さまざまな角度から調べてみたいという気になります。ところが不思議なことに、先行研究がほとんどないのです。御厨貴さんという政治学者として解説するだけではなく、天皇家の問題等についても座長を務めた方がいますが、御厨さんがつぎのようなことを書いています。これは『歴代総理大臣伝記叢書』に書かれた「解題」からの文章です。ここは全部読んでみます。「東條英機の『伝記・評伝』と語の真の意味でよびうるものは、戦後六十年を越えた現在もなお存在しない。こう言えば、いやそんなことはない、現にここに収めたロバート・ビュートー著『東條英機』を始め、日本人の手になるものでも数冊をあげることができるではないか、との反論に直ちにあうだろう。しかしそのどれをとっても、—東條に対して好意的であれ批判的であれ—、東條を描く筆致はまことに冷静沈着で、東條の人物像がある感慨をもって浮かび上がってくることはない。さらに言えば、戦前の内閣の中でも、在任任期は三年弱と長期政権の部類に入らないか。そうであればそこには当然に彼のリーダーシップ論が然るべく展開されてよさそうなものだ。それも実はない。そもそも東條は学問的検討の対象になっていないのだ」。こう言われて探してみると、やはりないのです、東條の伝記と呼ばれるものは。御厨さんはずいぶん厳しいことを書いていますけれども、東條について一体何を書けば評価してくれるのか、という気がします。「東條を描く筆致は真に冷静沈着」とありましたが、冷静沈着な筆致による伝記評伝は評価できないという意味でしょうか。人物像が感慨を持って浮かび上がってくるものこそ伝記評伝だという前提に立っての文章

なのかと思わせてしまいます。それは置きますが、日本語では東條英機の評伝は多分保阪正康さんの『東條英機と天皇の時代』（上・下）という昭和50年代半ばに出たもの、これしかないと思います。

その他薄いパンフレットものもあり、その他はノンフィクションと言ってよいと思います。他に東條英機に関係した人たちの証言等を集めたものがあります。芙蓉書房という軍人関係の本を出している版元から『東條英機』というタイトルの分厚い本が1冊出ています。他に秘書官を務めた人たちが書いた東條英機の言行録のようなものが東京大学出版会から十数年前に出ました。そのぐらいです。英語は先ほども紹介した翻訳も出ているピューターの本が1冊くらいで他にありません。今年で、東京裁判が終わって70年ですから、もう束縛から離れて研究対象になってよいのではないかと思います。

自決に失敗した東條への非難・攻撃

話を進めましょう。占領開始後、戦争犯罪人容疑者の逮捕があったらまず東條からと言われたように、占領軍がいつ東條の逮捕に動くのか、皆が注目していました。動いたのが昭和20年の9月11日でした。9月11日に進駐軍が東京の世田谷用賀の東條宅へ行き、東條を逮捕しようとする、東條は自らピストルで心臓を撃ちます。しかし急所を外し、救命措置が取られた結果、生き長らえます。『ニューヨーク・タイムズ』は当日の様子を以下のように報じました——「ヒトラーや他の多くの日本の將軍たちとは違って、自分は責任を問われずに済むのではと期待して、東條は最後の最後まで自殺を控えていた。そして、アメリカ人将校がドアを蹴破って部屋に入ってきてはじめて、自らに引き金をひいたのだった。腹切り用の刀を用意はしたが使うのに尻込みし、より安直で確実と考えたピストルを選択したのである」。これはひどい、すごい偏見が入った記事です。東條がまずピストルを自分に当てたのです。その音がしたので、進駐軍が家に飛び込みました。決して入り込んできたから自分で撃ったわけではありません。いかに旧敵国の新聞とい

えども、事実を無視した東條を貶めるようなひどい書きぶりになっています。

急所を外れたばかりに一命をとりとめた東條について、近衛文麿の秘書官であった娘婿の細川護貞はこのように書いています。『細川日記』として知られているものです——「傷つきたる後の談話といひ、今日に到りたる態度といひ、人間の出来損なひなること明瞭なり。かゝる馬鹿者に指導されたる日本は不幸なり」と憤慨を記すのですが、でも細川さん、岳父の近衛さんはどうなのですか、と訊きたくなります。責任は取らずに近衛は死んでしまったではないですか。何も語ってくれなかったではないですか、とも訊きたいですね。さらに、一般の人の東條に対する憎しみというのにも非常に強いものがありました。それは、敗戦の苦しさの原因としたためでしょうし、また身近に戦死者がいれば、その戦争を引き起こした張本人として東條が怨嗟の対象になったのでしょう。例えば愛媛県のある農夫はこのように書いています。「多数ノ国民ガ殺サレタノダカラ、之等ノ責任者ハ戦死者ヤ遺族ニ対シテモ当然自決スベキデス。兎ニ角男ヲ下ゲタノハ東条デス。切端詰ツテ切腹ヲハジメ乍ラ之ヲ仕損ジル等、戦争屋ニ似合ハヌ馬鹿者デ末代マデノ恥デス」(『資料 日本現代史 二』)。情報が正しく伝わっていなかったようです。切腹はしておらず、短銃をもって自決を試みたのですから。以上まとめて、この『資料 日本現代史 二』ではこうまとめています——「自決の時期方法、態度等凡ゆる点につき同情なるもの極稀にして、其の殆ど悉くが批難攻撃に終始する」。これが敗戦の年、秋から冬にかけての日本での東條への反応です。

国際検察局 (IPS) による予備尋問という東京裁判前史

その後東條は、アメリカ軍の病院で治療を受け、徐々に回復します。日本の国民は、東條がどうなったかにはもう関心はない、自分の暮らして頭がいっぱいですから。その日の食料確保で精いっぱいというような暮らしの中で、敗戦を招いたかつての指導者の現状への関心は次第に薄れていったことと思います。一方占領軍側では、戦争犯罪法廷への準備が着々と進みます。

まず、戦争犯罪人容疑者として逮捕した者の中から、実際の裁判にかける者、つまり被告を選定しなければいけません。そのために編成された国際検察局 (International Prosecution Section) が予備尋問をおこないました。大森の収容所から容疑者たちは、アメリカ軍がSUGAMO PRISONと名を改め、住環境をいくらか改善した、かつての巣鴨拘置所へと連れて行かれます。その一角で予備尋問が昭和21年1月から開始されます。東條も最重要の被告候補として尋問を受けています。

国際検察局 (IPS) の予備尋問に関してよく知られているのは、二・二六事件の黒幕であった真崎甚三郎大将の対応です。真崎は予備尋問を何回も受けるのですが、いかに自分は小物で、いかに自分は戦争の成りゆきと関わりがなかったか、ということをやつと訴えるのです。訴えた結果、東京裁判の被告から外されます。見苦しいという感想を抱いてしまうような尋問記録が残っています。一方東條は、この尋問に正直に答えています。ときには訊かれている以上のことをも語っています。

何度か書いたこともあるのですが、廣田弘毅という外交官がなぜ東京裁判の被告になったのか、しかもなぜ絞首刑になったのか、東京裁判を初めて知るときの謎の一つだと思います。廣田が被告に選定されたのは、おそらくはこの予備尋問を受けた折の対応によると私は考えています。予備尋問では、国際検察局は日本の政治の内幕を知らないため、廣田が知っていて伝えてくれる情報をたいへん重宝しました。長らく外務大臣、そして総理大臣も務め、政治の中樞にいた人です。総理大臣経験者である重臣でもありました。日本の政治のことを国際検察局はよく分からないため、廣田からいろいろな情報をもらおうと思って訊ねると、廣田は全部話してくれます。廣田にインフォーマントの役割を期待していたと言っているでしょう。有力な情報源として活用しようとしたのです。ところが廣田はその上で、「自分には責任がある、責任は回避するつもりはない」と盛んに口にします。真崎の反対ですね。そこまで言うのであればというので、被告に加えられてしまったのでしょう。しかも、いったん裁判が始まったのちは、こんどは自己弁護を一切しません。

法廷で弁護に努めなければ訴追する検察側の意のままになってしまいます。それを分かった上で、意図的に稚拙な法廷戦術をとったのだらうと思います。そうなる論理的帰結として、極刑が待っています。そのようにお考えいただくのがよいと思います。

2 か月半の間に 51 回にも及んだ予備尋問

東條に話を戻しましょう。東條は当初より覚悟を決めていますから、隠すこともなく、知っていることは全部洗いざらい話すという態度で臨みました。この国際検察局による東條への予備尋問は、現在では公刊された記録が手に入ります。しかし非常に印刷が悪いので、濃い目に拡大コピーをして、ようやく読めるというような類です。今回その拡大してようやく読めるものを見ながら自分で打ち込んでみました。それがお手もと資料の英文です。東條の場合、昭和 21 年の 1 月半ばから 3 月 28 日まで、2 か月半の間に 51 回もこの尋問を受けています。長いときは 1 日に 6 時間ぐらい、担当したのはいつも同じアメリカ司法省の役人で、ジョン・フィエリー (John W. Fihelly) 検察官でした。

フィエリーがずっと担当して、東條に問い、東條はそれに答えます。法廷と違うのは、法廷では自分が受けている問い以外のことについて話すことは禁じられています。一例を挙げるならば、日本人被告は「アメリカだって原爆を落としただろう！」と言うことは許されません。アメリカ側の戦争裁判を問う法廷ではないからです。もし口にすれば、法廷の審理とは無関係だとして直ちに裁判長の制止を受けます。予備訊問の場の東條は、原爆の話こそしませんでした。自由闊達に思うことを述べました。自らの戦争観をも滔々と論じました。それもあってこれほど時間がかかったのでしょう。それに検察官のフィエリーは、いわゆる推定無罪を、すなわち「判決が出るまでは無罪という前提です」を東條に言いもしています。なので、東條は好きなことを言うことができたのです。もちろん言質を取られる可能性は多分にありま

す。予備尋問で検察官たちが得た「成果」が重要素材となって、起訴状が出
れ上がり、東京裁判が始まることになるのですから。

また、被告候補者である戦争犯罪人容疑者にとって弱点となったのは、弁
護人の同席がなかったことです。まだ担当弁護人が決まっていませんから、
検察官対自分、これに対応しなくてははいけません。弁護人がいれば、戦術上
その発言は控えたほうがいい、などと助言できますが、そういうプロの法律
家の助言はありませんでした。ですから、思ったことを全部洗いざらい話し
てしまうと、検察側の訴追のシナリオづくりに協力してしまうということに
もなっていました。もっとも、東條英機は自らが訴追を回避できるとは
まったく思っていなかったはずですけど。

予備尋問で雄弁な東條

一連の予備尋問を通して、東條の主張の方針がはっきり見えてきています。
例えば、さまざまな史実を紹介しているなかで、1回目の尋問では、「9か
国条約」に触れています。東京裁判の法廷審理の中で、もっとも頻繁に出て
きた国際条約が「9か国条約」でした。この条約は、中国の領土保全、主権
尊重、門戸開放等々をうたった9か国（日本、アメリカ、イギリス、オランダ、
イタリア、フランス、ベルギー、ポルトガル、中華民国）間の取り決めです。
日本はこの条約に加わっています。にもかかわらず、中国の奥地、奥へと軍
を進めていく、それは同条約違反ではないか、というのが誰もがまず思い浮
かべる素朴な疑問です。フィエリー検察官は、その「矛盾」を突いてきました。
日本語に訳して読んでみます。

フィエリー：1925年から対米戦勃発までの間、日本が1922年の9か国条
約に調印していたことを知っていましたか？

東條：ええ。

フィエリー：そしてその条約は日本による中国の領土尊重、つまり領土保

全に関わるものであると知っていましたか？

東條：知っていました。

フィエリー：さらに1925年から対米戦勃発までの間、国策としての戦争を違法とする1928年ころのケロッグ・ブリアン条約として知られる不戦条約に、日本は調印し加盟国となっていたことをも知っていましたか？

東條：はい。

フィエリー：では、満州事変当時その2条約が存在していたことを考慮すると、なにゆえに中国の領土は尊重されなかったのか？不戦条約があったのになぜ日本側から戦闘行為がしかけられたのですか？

東條：そういうことではありません。中国の主権を尊重しなかったのではないのです。2国間で条約を締結したら、もちろん尊重しなければいけない。満州事変、支那事変、そして対米戦争が起こった、だが日本側から見れば、それはみな自衛のもとでの出来事です。国内世論は、両事変そして対米戦さえも自存のためだったというものです。陛下の開戦の詔書も、このことを明快に説いておられます。日本は戦争を違法とする不戦条約の調印国ではあるが、自衛に関わることゆえそれに拘束されない、というのが世論でした。それに、1939年には他国、つまり英仏を含む不戦条約調印国のほぼすべてが戦争に突入していた。これら諸国は自衛のために戦争状態に入っており、日本もまた自衛のため戦争に入っていたのです。9か国条約については、もちろん精神面では同条約を尊重すべきではあったのですが、日本国民は同条約に満足していなかった、嫌っていたのです。その理由を説明してよいですか？

実際の法廷でならここまでは言いません。予備尋問で自由に話せるので、「その理由を説明して良いですか」とまで訊いています。それでフィエリーが「どうぞ」と言ってまた話を続けていきます。続く部分では、日英同盟があったけれども、その日英同盟が破棄されてしまった、それに対する不満があるということを東條は説明しています。

「起訴の全部に対しまして、私は無罪を主張いたします」

以上の予備尋問は、当事者以外知らないところで進んだ東京裁判前史です。では、公の場に久々に東條が顔を見せたのはいつか、それは裁判が始まった昭和21年の5月3日であり、また東條が声を発したのは、同年5月6日でした。その日、罪状認否 (arraignment) がおこなわれました。起訴状に掲げられた55の訴因の中で、この被告はこの訴因に該当する、と指摘してあるのですが、それに対して自分が有罪と思うのか、それとも無罪なのか、それをまず答えさせる、それが罪状認否という英米法の法廷儀式でした。罪状認否で無罪を申し立てた場合、有罪の立証を図る検察側と無罪を主張する被告弁護側との法廷論戦がこれ以後始まることになります。

被告一人一人に、裁判長であるオーストラリア人のウィリアム・ウェップは、“How do you plead, guilty or not guilty?” 「有罪を申し立てますか、それとも無罪を申し立てますか」と訊ねます。さきほど名前を挙げたように、東京裁判の被告「名簿」はABC順ですから、まず荒木貞夫、つづいて土肥原賢二、と進んでいきました。Tで始まる東條は後ろのほうです。法廷では日本人の名前は姓、名の順でいつも呼びかけられていました。時々、見てきたかのように、聞いてきたかのように「裁判長はヒデキ・トウジョウと呼びかけ、それに対して東條は・・・」などと書いてある本がありますが、あれは偽りです。ウェップ裁判長はそのように口にしていません。少なくとも英文法廷速記録の該当箇所くらい調べてから書いて欲しいと思います。

裁判長：Tojo Hideki, how do you plead, guilty or not guilty?

東條：起訴の全部に対しまして、私は無罪を主張いたします。

東條を含めた全被告が「無罪」を主張したところ、日本国内では大変評判が悪かったのです。国民一般は、自分たちをこのような目にあわせておきながらヌケヌケと無罪を主張するとは！と憤りました。苦しみを招いた張本人に他ならない20数名の被告たちが、そろいもそろって全員無罪だと言った

ことに腹を立てたのでした。当時巣鴨プリズンには、このA級戦犯といわれる人たち、あるいはやがて裁かれるはずのA級予備軍というような人たちの他に、B級C級の戦犯たちもいました。そのBC級の戦犯たちの一人である若い海軍将校がいて、その海軍将校がA級予備軍である児玉誉士夫に以下のようなことを言いました。それを児玉が『運命の門』という自分の本に書いています。読んでみます——「東條さんたちが市ヶ谷の法廷に最初に立つたとき『全責任はわれわれにある』と揃つて有罪を認め、刑を受けたとするなら、少なくとも日本人だけには解るなにものかを、日本人の胸に永久に残したと思います」。言葉は穏やかながらも、自国民への責任をなんら感じさせないような国家指導者たちの「無罪」の語に対する落胆を感じとることは可能でしょう。この落胆がさらに進めば憤慨にもつながるでしょう。

しかしながら、この落胆や憤慨や批判はまったく的を外れなのです。裁判への誤解と言つていいでしょう。東京裁判は全部で55の訴因で日本の高位の軍人や政治家、外交官たちを裁く、そのような枠組みの裁きでした。訴因中に日本国民を敗戦の苦しみに陥れた責任というものはありません。勝者連合国への戦争犯罪や侵略戦争遂行の責任を問う国際軍事法廷だったのでから。例えば「真珠湾の攻撃は殺人だ」という訴因がありました。日米交渉を以後打ち切るという趣旨の通告文を攻撃前にアメリカ側に伝える手はずができていたのですが、在米日本大使館のおそらく不手際のため、野村、来栖の両大使がハル國務長官に通告文を持参したのは真珠湾攻撃が始まったあとになってしまいました。もし逆であったら「だまし討ち」などと批判されることはなかったのです。以後国交を断絶するという文書を渡した後に攻撃が始まれば、真珠湾の場合、戦艦や軍事基地に爆弾を落としたのですから、国際法上戦争犯罪に問われることはありません。というのも、戦闘行為のなかでの敵国軍人の殺傷は合法的だからです。軍需工場、軍事基地の攻撃も合法的です。戦闘機や軍艦を攻撃してもまったく問題ない。しかし、戦争状態になかったときに基地に爆弾を落とし、誰かが亡くなれば殺人の罪に問われます。この訴因からは、マッカーサーが真珠湾の奇襲を重視して、殺人という訴因

で真珠湾内閣の閣員や海軍軍人を裁こうという意図を持っていたことが分かります。

本題に話を戻すと、日本人国民の多くが、罪状認否のとき「無罪」と答えた日本人被告たちに抱いた落胆や憤慨の気持ち、一方その被告たちが感じていた自国民への強い責任の思いは、全く噛み合っていなかったということを押さえていただきたく思います。

いよいよ始まった「東條部門」

この後、東條はまたしばらく口を閉ざします。もちろん法廷に姿を見せませんが、話す機会はありません。東條が再び口を開くのは、昭和22年の暮れから23年初めにかけての、弁護側反証段階でのいわゆる東條部門においてです。12月26日の午後2時半過ぎに始まった東條部門は1月7日までの8日間を要しました（土曜、日曜、元日は休廷）。まず、担当弁護人の清瀬一郎による冒頭陳述、簡単に言えば、東條被告の主張の要点紹介がおこなわれます。ついで、東條がしたための宣誓口供書、その英訳版を担当のアメリカ人弁護人ブルーウェットが朗読します。長文でしたから時間がかかりました。そして第3段階として、証言台に東條が立ち、そこで弁護側検察側双方からの尋問を受ける、こういう構成の8日間の「東條部門」でした。

清瀬弁護人の要点は、全部で7つありました。速記録の見出しを拾いましょう。

- ①日本は予め米英蘭に対する戦争を計画し準備してはいない
- ②対米英蘭戦争は挑発に原因し、日本はまことにやむを得ず開始した
- ③合法的開戦通告を攻撃開始前に米国に交付するために周到な手順を整えていた
- ④大東亜政策の真の意義とは
- ⑤所謂「軍閥」の不存在
- ⑥統帥権の独立と連絡会議御前会議の運用

⑦東條の軍政の特質は統制と紀律にあり

つまり、米英蘭に対して戦争を計画・準備はしてはならず、原因は先方の挑発であり、日本はやむを得ず戦争を開始した。次がさきほど触れた通告の遅れです。国際法に則った開戦通告を攻撃開始前にするための準備は整えていた。第4項目は自ら中心となって主催した大東亜会議に関わる話です。5番目は、日本には軍閥などなかった、という主張。6番目、統帥権の独立についてです。東條自身も統帥権の独立の持つ弱点を痛感していて、それを補うために連絡会議や御前会議を頻繁に開催して統帥部との連絡を密にするように図ったと言っています。そして最後に、自らの政治の特質は統制と規律にあった、という主張です。

続いて、ブルーウェット弁護人による長文の口供書の朗読へ移ります。その中に東條の責任論が明記してありますので、その要所を紹介したいと思います。——「茲に明白に申上げて置きますが私が以下供述及検事聴取書に於て、『責任である』とか『責任の地位に在つた』とかいう語を使用する場合には其事柄又は行為が私の職務範囲内である、従つて其事に付いては政治上私が責を負ふべき地位にあるという意味であつて、法律的^{法的}又^又に刑事的の責任を承認するの意味はありませぬ」、つまり政治的責任はあるけれども、法律的、刑事的責任はない、検察側が言うような責任はない、ということです。そしてこの長い口供書の最後にはこうありました——「終りに臨み——恐らくこれが当法廷の規則の上に於て許さる最後の機会でありませうが」とあつて、以下をご覧ください——「戦争が国際法上より見て正しき戦争であつたか否かの問題と、敗戦の責任如何との問題とは、明白に分別の出来る二つの異なつた問題であります。第一の問題は外国との問題であり且法律的性質の問題であります。私は最後までこの戦争は自衛戦であり、現時承認せられたる国際法には違反せぬ戦争なりと主張します」。さらにさきへ進みます——「第二の問題、即ち敗戦の責任については当時の総理大臣たりし私の責任であります。この意味における責任は私は之を受諾するのみならず衷心より、進んで

これを負荷せんことを希望するものであります」と書いて、口供書を締め括りました。

これに対して、日本の新聞では批判の嵐です。戦時下の主張をまた聞くようである、そのような論調、批判の文言しか活字になりませんでした。仮に東條擁護派がいたとしても、活字にすれば検閲で引っかかりますから、残っているのが批判の論調だけというのは当たり前でしょう。

「法廷は立錐の余地なき迄に満員である」

いよいよ証言台の東條への尋問が始まりました。昭和22年12月30日のことです。反対訊問では、ジョゼフ・キーナン首席検察官自らが東條に臨み、注目されました。同僚被告である重光葵の表現を借りるなら「法廷は立錐の余地なき迄に満員」でした。今回報告の機会をいただきましたので、久しぶりに法廷速記録掲載の東條口供書、そして東條とキーナンの一騎打ちの箇所をじっくり読んでみました。おそらく三十数年ぶりです。以前は歴史的事実を求めて史料として読みましたが、今回は、文学テクストを味わうような感じで読んでみました。そうすると、ものすごく面白いのです。面白いと言うと、生死がかかっている被告に対して礼を失した言い方になってしまいますが、「事實は小説より奇なり」と申します。この法廷速記録こそ、「事實は小説より奇なり」の典型例だと思いました。演劇やドラマは台本がありますから台本どおりに役者は演じています。一方、法廷での一騎打ちには台本がありません。相手が言ったことに対して、すかさず言い返さなければいけません。真剣さだけでなく、発言した者の頭の切れの良さ、あるいは切れのなさということまで感じさせられます。読んでいて引き込まれてしまうのです。そのような「テクストの快樂」を独り占めするのはもったいないので、きょうは皆さまに可能な限り紹介したいと思ひまして、速記録を複写してその抜粋を用意してきました。

法廷速記録（和文・英文）は、法廷で関係者に配られました。日本語版

速記録は、昭和 43 (1968) 年、雄松堂書店から全 10 巻にまとめられて限定 500 部で市販されました。当時 5 万 5 千円だったそうです。それが時々古本屋、軍事関係を扱っている古書店に出回ります。神田の神保町に文華堂書店という古書店があり、私も年に数回そこに行って本を探しています。あるとき、速記録が出ていたので躊躇わずに買いました。10 巻そろって 23 万円でした。高価でしたが、使う本だからいいかと判断して求めました。今でも時々出てきているようですので、東京裁判をもし研究者として考察したいと思われるならば、特に私よりも若い世代の方は、ぜひお買い求めになってください。英語の研究者には *OED (Oxford English Dictionary)* が必要です。東京裁判を研究したいなら、やはり速記録が欠かせません。もっとも、大きい大学の図書館等に行けば所蔵されてはいますけれど。

法廷速記録がどのような形式だったか、実物のレイアウト等をも感じていただきたいので、自分で打ち直さずにそのまま複写して持参しました。では、右上に「昭和二十三年一月五日(月曜日)」と書いてあるものから見てみましょう。速記録番号でいうと、347 号の 14 ページにあたります。東條とキーナンが対峙しているのですが、東條は冷静、一方キーナンが結構興奮しています。それが読み取れる場面です。

大東亜戦争の初め、イギリスとアメリカとオランダ、その 3 国と日本は戦争をしたけれど、オランダは挑発しなかったではないか、とキーナンは言い張ります。オランダを切り離して考えられるのではないか、とキーナンは言うのですが、東條は切り離すことはできないと答えます。しかしキーナンは切り離して考えてみろ、と言うので、上の段の左、東條証人とある箇所を見てみます——「それでは不本意ながらオランダだけを切り離して申しませう」とあります。頑ななキーナンに対して、やれやれ仕方ないなあといった東條の気持ちが伝わってきそうです。「(軍事的、経済的、政治的という三つの脅威があるけれども) 軍事的脅威を申し上げます」と続けて回答します。詳しくは、皆さまにのちほど堪能していただくことにして、その 3 段目の最後のところだけ見てください。キーナンは、オランダは決して脅威を与えて

いなかったのではないかと、となおも言い張るので、東條は最後に「じゃ正確にお答えしましょう。日本においてはこの言葉は脅されたと感じました。正確に申しますならば、政治的な脅迫を受けた。こう考えました」と応じました。「この言葉」というのは、オランダ外相がバタビヤの地で「日本の挑戦に対してはいつでも英米とともに応ずる」と発言したことを指します。この発言が脅威だった、というのです。発言の表向きは「外交上の言い表し」にすぎないにしても、発言の背後にある真意を察することが肝要であり、日本側は背後に脅威を読み取ったのだ、という解釈を示したのです。すでに興奮しているキーナンに対し東條は非常に冷静に、「外交上の言い表し」の表裏二面の読みを示し、その日の法廷は終わりになっています。

次はその下をご覧ください。これは1日分法廷を遡ることになってしまうのですが同年1月2日（金曜日）です。法廷は土日を除き大晦日まで開かれて、元日だけ休みでした。1月2日の法廷です。これも読んでいて、思わずほくそ笑むことを禁じ得ません。キーナンの3つ目の発言に注目してください。日本軍が中国大陸で何万人も殺戮した、そしてたくさんの戦利品を持ち帰った、持ち帰った戦利品の具体的な数字まで記載してあることにキーナンは焦点を当て、ふたりの間で以下のやりとりがありました。

キーナン：その次の記載事項は戦利品となつております。そうして、武器という項に、四十八万二千二百五十七と書いてあります。これを見ても、非常に正確な数字を表そうとしているふうになつてはおりませんか。

東條：今の数字をもう一遍言つてください。

キーナン：四十八万二千二百五十七。

東條：そもも観案せられますけれども、そこに私少し附加えましょう。それは、よござんすか、それは、戦場の心理状態というものをお話しいたしましょう。戦場に……

キーナン：東條証人、私は心理学にあまり興味はないのです。私が聞いているのは、殺されたもの、負傷されたもの、捕獲されたもの、そうしてと

られた武器、そういうものに興味があるのです。

東條：それはよく・・・

キーナン：もしも、あなたの心理的な説明というものがそれに関係するならば、それをしてください。しかし、それに関係する範囲内に限定して説明してください。

キーナンが苛立っているのが分かりますね。具体的な数字があるのだから正確な事実だろう、さっさと認めよ、とキーナンは問いつめるのですが、対する東條の答えがふるっています。

東條：ごく短簡に申します。私はあなたに心理学の説明をしようとは思っておりません。戦場の指揮官というものは、とかく自分の手柄を現わしたいのです。従つて、ややもすると、死傷者の数とか、戦利品の数というものを、大きく上に報告したがるのです。そこに、今の正確さというお尋ねでありましたから、そのことを私は附加えたのです。終り。

戦場の指揮官には意図的に数を増す傾向があるのだから、記載された数値を真に受ける必要はない、じつはもっと少ないはずだと、まるで先生が生徒に歴史資料の正しい読み方を教えているかのようです。このあと法廷ではさまざまな数字をめぐる同じような問答が続くのですが、その途中でキーナンは「この問題を非常に細かくすることは非常に不愉快になってきますから・・・」という具合に、つつい本心を口にしてしまってもいます。

別の例を検討しましょう。今度は、外交には相手がある、当たり前のことですが、外交には相手があるということを東條はずっと言ってきています。しかしキーナンは、外交文書の文言だけについて、言葉使いについてだけを問題にして東條を追求しようとします。そのような脈略があるとの前提でお聞きください。

キーナン：さて今あなたにお尋ねすることは、これらの言葉が外交的な言葉であつたか、あるいはこの字の通りの意味を持つたものであつたか。

東條：字のと通りの意味を持ち、また外交的の言葉でありました。付け加えますが、凡そこの外交というものは、法律のような死文ではありません。すなわち生きたものでありまして、従つてそのときの事態によつて変化することは当然であります。

キーナン：二、三日前にあなたは一個の軍人である。そして外交官なんというものではないということを言われたと思います。今あなたは立場を変えて外交の専門家だという立場をとるのですか。

東條：いや、私がこの前お話ししたのは、私の生い立ちをあなたに説明したのである。総理大臣としては政治家です。日本には政治家が軍人になつちやならぬという規則はありません。

興奮するキーナンを軽くあしらっている様子がかがえますね。

もう一つ、先ほども話題にしましたが、「9か国条約」に関わる箇所を引きましょう。「9か国条約」を檢察側は非常に重視しました。日米開戦前の昭和16年の11月26日に出された所謂「ハルノート」に対して、日本側はとてつもなく憤慨しました。それまでの日米交渉での経緯をすべて無に帰するような内容だと思えたからです。しかし、「ハルノート」に書かれた基本軸というのは、「9か国条約」とほとんど変わらないではないか、ということにキーナン首席檢察官は持ち出して、東條の「ハルノート」批判を崩しにかかります。これへの東條の反駁も見事です。ここで一緒に堪能していただきたいのは、東條のレトリックにキーナンもいつしか加わっているということです。キーナンが東條のペースにすっかり引き摺り込まれているのです。

キーナン：さて、それではもし一九二七年に効力を発生したところの九箇国条約が、その後において、何か根本的な齟齬を生じたというのでありましたならば、妥当な手続、というのは再びこれに関係ある諸国を一堂に会

せしめ、そこにおいて条件の再検討をなして、そうしてとられるべき手段変化を決定するのが、妥当なやり方ではなかつたでしょうか。

東條：それは二つの方面からお答えしましょう。第一は、九箇国条約というものは、日本としましては、これは十歳の子供の時代に着られたところの衣が、十八歳になつてもまだそれを着ておつたために、綻びが切れるという結果になつたのです。綻びを縫おう縫おうと日本は考えました。しかしながらどうもからだが大きくなるとそうはいかないのです。

キーナン：しかし着物を修繕する場合には、ときどき針を指すということもあります。そういうことをあなたは認めますか。

東條：それは御もつともなことだけれども、からだが育つのはそれよりもつと早いのです。そうして親はなかなか縫つてくれないのです。

さすがに裁判長が見かねて口を挟みます——「そんな簡単なことは、説明するのに例えを使うということ是不必要なことであります」。それで2人はようやく譬喩を離れて事実関係に向かいます。東條を糾弾しているはずのキーナンが、東條流のレトリックに期せずして巻き込まれている、ということを味わっていただけたでしょうか？

「キーナン敗北とは米人弁護人等の批評なり」

法廷の東條部門を伝えた主たる媒体は、国内外の新聞です。占領軍の検閲下にある日本の新聞は、自由にすべてを活字にはできません。一方、外国の新聞にとっては、何といても東條は旧敵国のナンバーワンの被告です。それに対する論調は自ずと糾弾の色調を帯びるのは当然です。そういうジャーナリズムとは違って、おそらく一番冷静に東條部門を残した記録、それは同僚被告であった重光葵の獄中日記『巢鴨日記』であろうと思います。残した獄中日記が刊行されている被告たちは何人かいます。畑俊六陸軍大将、そして木戸幸一内大臣です。しかし一寸お考えになってみてください。自分は死

刑になるかもしれない、そのようなまったく見当もつかない未曾有の軍事裁判で裁かれているのです。その場合、獄中での記録に何を書きますか？自らの法廷戦術に関わることしか通常は書かないでしょうね。東條部門がどうだったのか、東條がこう言った、法廷が沸いた、沸かないなどとは記載しませんよね。そんな気持ちのゆとり、精神的余裕は普通ないはずです。

しかし重光には、自分は本来ここで裁かれるはずの人間ではなかったという強い自信がありました。ここにゆとりがあったこと、多分それが一番だと思いますが、加えて鋭い観察者の目を持っていた人だと思います。そのようなこともあって、この『巢鴨日記』は稀有な観察記録と申し上げてよい資料になっています。東京裁判のさまざまな研究書や記録がありますが、『巢鴨日記』は超一流と言ってよいと思います。『巢鴨日記』がもっともっと知られるようになれば、正確な東京裁判のイメージが伝わるのではないか。機会があるたびにそう話しているのですけれど、どなたかが出版社に話を持って行ってくださって、『巢鴨日記』が復刊になるとよいと切に願っています。

『巢鴨日記』には東條部門も見事に描かれています。まず12月30日の書き込みをご覧ください。「休みの時間に、ケ隊長」で始まる引用です。「ケ隊長」とはケンウォージーという憲兵隊長で、法廷における日本人被告の面倒を見てくれていました。

休みの時間に、ケ隊長、私を通じて東條に注意して曰く「法廷では、訊問は被告を怒らせ様とするから、其の手に乗らぬ様に」と。東條はこれを首肯し「自分の欠点は夫れである」と礼を云つて受け入れた。それから後の彼の答弁は一層順調に行はれた。相手側を屈せしめなければ止まぬ彼の闘志は、法廷では却つて相手方の利用する処となる。好き注意であつた。元気の好い素直な彼の態度は寧ろ評判が好い。

法廷は立錐の余地なき迄に満員である。

ケンウォージー隊長が英語で重光に語り、重光がその助言を日本語に直し

て東條に伝えたということが分かります。東條が落ち着いてキーナンに對峙できたのは、この憲兵隊長の忠告があったからだとしてこれで納得できますね。

先ほど速記録のさわりをいくつか紹介しました。その折お感じいただけたように、キーナンの対応ぶりは興奮しているせいか、あまり巧みとは言えません。キーナンの下手さ加減を重光は見事に指摘し、文字として残しています——「キーナンの反対訊問は無事終了し得るや懸念さる」(12月31日)、「キーナン準備不足の為めか非常に不成績なり」(1月2日)、「東條の反撃に会ひ、キーナン主席甚だ不成績なり」(1月5日)、そして1月6日、東條に対する反対尋問が終わりますが、その日、重光はまとめてこう書きました——「東條は少しも責任を避けず部下、同僚を擁護し、天皇陛下の御仁徳を頌し、法廷に対しては謙讓の態度を示し、検事に対しては堂々と主張を明かにす。キーナン敗北とは米人弁護人等の批評なり」。東條はキーナンとの一騎打ちに見事に戦い抜いたということが分かるかと思えます。

〈Outstanding man!〉

キーナン首席検察官による東條部門の反対訊問を見ていたのは、内外のジャーナリズム、同僚被告たちだけではもちろんありませんでした。やがて判決を下すこととなる11名の判事たちも注目していたのは当然です。その一人であるオランダ代表判事バルナルド・レーリングの観察を見てみましょう。レーリング判事は、先ほど名前を挙げました竹山道雄と滞日中親交を結びます。竹山は裁判閉廷後、オランダまでレーリングを尋ねて行き、レーリング宅で泊まり込んで話をします。その様子が「オランダの訪問」という美しい紀行文のなかに記載されています。「オランダの訪問」で竹山道雄は、東京裁判の頃のレーリングの思い出をも記しています。「ローリング氏は東京にいるとき、東条大将については舌を巻いて驚嘆していた。感慨に息をつめ首をふりながら、いく度も〈Outstanding man!〉とつぶやいた。キーナン検事との一騎打に瞠目したのは、ただ日本人ばかりではなかった。しかし、『彼

には軍を抑える力があったのだから』とて、首相がハル・ノートを受諾しなかったことを責めていた」。アウトスタンディングというのは最上の褒め言葉です。5段階評価でいうならば、5に当たります。同じようなことをレーリングは晩年の対談 *The Tokyo Trial and Beyond* の中でも語りました—「彼ら [被告] はそのほとんどが一流の人物でした。全員ではないものの、大多数は傑出した人物でした。海軍軍人、それに東條も確かにとても頭が切れました」。

法廷での東條の活躍ぶりというものは、さまざまなメディアを通して日本国民に伝わるのですが、東大文学部仏文科教授の渡辺一夫が『偽日記抄』というエッセー集を書き、そこで「トージョーは世界の英雄だ！」と酔っぱらいが叫んでいたという様子を書きとめています。ですので、罪状認否のとき「無罪」と主張して、国民の大多数から非難を浴びたあの東條への見方が、随分と変化してきた様子がうかがえます。

口供書を通して東條が明らかにした自己の責任については、昭和23年12月23日に処刑される直前にしたための遺書の中にも同様に記載があります。これは、花山信勝教誨師の著書（『平和の発見』）に載っています—「国内的責任については死をもって贖えるものではない。しかし国際的裁判には無罪を主張した。それは今も同感である。たまたま力の前に屈服したものである。但し、国内的責任について、満足して刑死につく」。ここまで今日は、具体的な日にちを掲げてお話ししてきたので、すでにお気づきになったと思いますが、キーナン検察官と一騎打ちをしたのが昭和22年の暮れから23年の初めだったということは、その1年後、すでに東條は処刑されているのです。人生最後の大きな舞台で言うべきことは言い、そして書くべきことは遺書に書いたということかと思います。その歴史観・戦争観については批判も可能でしょうけれども、戦前戦中の日本を考える上では、まずは虚心に東條の主張を精読してみる必要があることを指摘しておきたいと思います。

なお、東條が終始主張した自衛というのも、同僚被告のみなが首肯できるものではなかったことをも紹介しておきます。東條内閣の外務大臣を務めた

東郷茂徳は、法廷の個人段階の順番では東條の前でしたが、その「東郷段階」のさい裁判長の補足質問で、中国の奥地まで軍を進めておいて自衛というのはいかがなものか、と訊かれたときに、東郷は「さすがにそれは自衛というのはちょっと行き過ぎだと思います」という旨の返答をしています。日本の戦争はすべてが自衛の戦いであった、という考えをとってはいないのです。

「戦争責任」という語の多義性

先ほど、東條英機に対する日本国内のまなざしの変わりようについて触れました。敗戦直後、自決が不首尾に終わって嘲笑、非難され、それから8か月ほど経て法廷に現れ、罪状認否で「無罪」と言って憤慨され、そしてその1年半ののち、東條部門で首席検察官を相手に屈することなく自己の主張をしてこんどは「トージョーは英雄だ！」などといった評価を得る。なぜそのような変化が起こったのかということ、やや大げさですが文化論の観点から考えてみて、今日のご報告を締めくくりにしたいと思います。

東條の姿勢に変化はありません。一貫性を認めることが可能です。罪状認否で無罪と答えたときから一貫して、自国民に対しては敗戦を招いた責任を痛感する一方、勝者である連合国の法廷が糾弾する侵略戦争遂行等の刑事責任は肯んじ得ない、という姿勢に変わりはありませんでした。敗戦責任は負っている、非常に申し訳ない、その敗戦責任を戦犯裁判で死刑判決を受け処刑されることで贖うこととしたい、このような考えです。それは不変でした。ところが、国民の多くは、罪状認否で無罪と言った、けしからん、しかしキーンと堂々と渡り合った、結構立派だ、こういう具合に見方を180度変えていきました。なぜなのでしょう。

それは、「戦争責任」の種別を理解しないため、憤慨したり感銘を受けたりしたにすぎなかったと考えられます。「戦争責任」といってもいろいろな種類があります。さまざまな「戦争責任」があるのです。勝者にだって戦争責任はあり、戦勝国アメリカでも戦争責任は問われました。警戒を怠り真珠

湾を攻撃された責任を公聴会で問われたのです。さらに言えば、負けた場合は敗戦の責任もあれば、戦争を始めた開戦の責任もあるし、作戦遂行の失敗に関わる経過責任や、戦場で残虐行為が発生した場合、上官としての監督責任もあるでしょう。さまざまな種別の「戦争責任」があるのです。にもかかわらず、それを全部まとめて「戦争責任」の語で括って考えてしまうから、罪状認否で無罪と答えた、その無罪と答えたということをもって日本国民に対する戦争責任を取っていない、という短絡的な思考による批判が起こるのだろうと考えています。

もう一点留意しておきたいのは、敗戦国の指導者にもかかわらず無罪と言いつつ切ったことへの抵抗、反発の裏には、日本語の「罪」の語がもつ多義性があるということです。法廷で無罪とは何かといえ、訴因について該当しない、よって無罪である、ということ、これしかありませんね。東京裁判の法廷で55の訴因のどれにも当てはまらないと考えれば、「無罪」と答えるのは当然です。ここでの「罪」は、刑法上の罪です。しかし日本語の「罪」の語は、英語の crime、guilt、sin などすべてを包括しているため道義的な意味合いも含みます。ですから「無罪」と答えれば、道義面でも疚しいところはないと主張していると解されてしまったのでしょうか。

こうして思考をめぐらしていくと、東京裁判という史実はさまざまなことをあらためて教えてくれる機会になると思わざるをえません。「罪」という日本語が含意するイメージ、「戦争責任」の語が喚起する多岐な内容にいたるまで考える機会が得られるきっかけになるでしょう。歴史、とりわけ現代史を考え論じるさい、とかく道徳論、倫理的視点でとらえる向きが強いように感じますので、重要語句の本来の意味を正確に捉えることから始めることの大切さ、つまり倫理ではなく何よりも論理を駆使して歴史に向きあう姿勢が必要であるということ、最後に指摘させていただくこととします。長時間お付き合いくださりどうもありがとうございました。